

四日市港管理組合地域維持型維持修繕等業務委託実施要領(試行)

1 委託期間

原則として、3月下旬から翌年3月末までとする。

2 委託業務

港湾・海岸保全施設の緊急的な修繕、維持業務及び雪氷対策業務等を包括的に委託するものである。

3 入札・契約方法

地域維持型共同企業体の入札による単価契約方式とする。

また、入札方式は、委託業務について、確実な実施体制を確保するため、原則、総合評価方式の一般競争入札とする。

なお、地域維持型共同企業体の構成員の数は、地域や対象業務の実情に応じ、円滑な共同施工が確保出来る数を勘案し、発注機関の長(業務主管課長)において定めるものとする。

4 契約書等

契 約 書 「維持業務委託契約書(単価契約用)」及び
「維持業務委託契約書の条項[単価契約の場合用]」

仕 様 書 「維持業務仕様書」

特記仕様書 「小規模修繕業務特記仕様書」「舗装補修業務特記仕様書」及び「雪氷対策業務特記仕様書」

設 計 書 単価表・代価表等

5 業務の実施

業務は、受注者に業務指示書と施工箇所図等により組合職員が指示し、仕様書、特記仕様書等に準拠し、実施する。

6 確認及び検査

完了届を受注者から受理した後、委託業務担当者(監督員)が現地若しくは、提出資料を確認し、検査員が検査をする。

なお、除草については、除草後に雑草が再度繁茂することを考慮し、完了報告を受ける前でも委託業務担当者(監督員)が現地を確認できるものとする。

7 支払い

1) 1業務(指示1件)当たり限度額(税込) 400万円未満

なお、除草、伐木、漂着物撤去については、500万円未満とし、雪氷対策業務については限度額を設定しない。

2) 総支払い限度額(税込) 5,000万円未満

ただし、下記の場合は上記総支払い限度額から除外する。

- ① 震災・風水害関連対策業務(多量の倒木処理、流木処理等)
- ② 緊急対応(事故等)業務(陥没、油漏れ事故、通行支障を及ぼす事故等の対応)
- ③ 道路等の除草・伐木業務

附則 この要領は、平成31年2月18日から施行する。

附則 この要領は、令和6年10月1日以降、契約にかかる対象業務から適用する。

附則 既契約の地域維持型維持修繕業務委託について、令和7年6月1日以降に指示する
除草の現地確認から適用する。

附則 この要領は、既契約の地域維持型維持修繕業務委託を含む令和7年10月1日以降
に指示するものから適用する。